

# 神戸『北野町山本通』地区における歴史的町並み保存と観光まちづくり政策の考察

いしもと とうせい  
石本 東生 追手門学院大学地域創造学部

Recent years it is getting more and more worthy to remark the Tourism Town Development of “conserved and restored traditional settlements type” also in Japan, such as Kyoto, Kanazawa, Hida-Takayama, Tsumago, Nagahama, Kawagoe, Kurashiki etc. These cities and towns have become sufficiently attractive and popular for Japanese tourists as well as inbound tourists from all over the world. Today, this kind of tourism town development is regarded as important as “Creating” or “Developing” literally. This research aimed at clarifying how the cultural landscape of the important and conserved traditional settlement (Jyu-Den-Ken Area) “Kitanomachi-Yamamotodori” in Kobe has been maintained integrity until present day, especially investigating the relevant laws and regulations, also conducting the field survey. Furthermore, the researcher made effort to realize the alternate utilizations of conserved historic and characteristic “European Residences” in Kitano district for the sake of high-quality conservation of this traditional landscape and its tourism development.

キーワード：神戸、北野町山本通、重要伝統的建造物群保存地区、町並み保存、観光まちづくり

Keyword : Kobe, Kitanomachi-Yamamotodori, Town Conservation, Jyu-Den-Ken Area (Important and Conserved Traditional Settlement), Tourism Town Development

## 1. はじめに

### 1-1. 本研究の背景

近年、地域の歴史的町並みを活かした観光まちづくりが、注目を集めている。京都をはじめ<sup>1</sup>、金沢、飛騨高山、妻籠、長浜、小樽、川越、倉敷など、全国的にも歴史的町並みを有する観光地が高い人気を得ているのは周知の事実であろう。西村（2007）は、日本においても今や町並みを「守る」ことは、「創る」ことや「育む」ことなどと等価の活動の一形態として見なされるようになってきたことを指摘する<sup>2</sup>。確かに社会における町並み保存事業は、年々強く意識されるようになり、且つそれら町並みの観光地化は、より関心を得るようになってきている。

この町並み保存型の観光まちづくりが全国的な運動に発展する経緯を、岡村（2012）は次のように述べる。高度経済成長期以降、地域産業の斜陽化や地域住民の生活様式の変化が、多くの歴史文化遺産を無用の長物と捉えかねない状況にし

てしまった中、一方で、地域におけるかけがえのない遺産をどのように後世に伝えていくかが、まちづくりのテーマとして浮上した。そして、その一つの解法として取り入れられた「使いながら残す」という方法、すなわち、歴史的町並みであれば、民家園のように博物館化するのではなく、地域住民が住み続けながら、建物を修理・修景し、活用・転用しつつ、地域外からヒトを呼び込んできたのであるという<sup>3</sup>。

関西エリアにおいては、その歴史町並みを保存しつつ観光化を促進している一カ所に、神戸市「北野町山本通」地区がある。1979年10月に伝統的建造物群保存地区（以下、「伝建」および「伝建地区」）に指定され、翌80年4月には国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建」および「重伝建地区」）に選定されている。そして、1868年の兵庫開港以来<sup>4</sup>、居留する外国人商人の居住地（雑居地）としても異人館が建ち並び、現在に至るま

で上質な居住空間を醸成してきている。その上で、西洋情緒あふれる「北野町山本通」は、女性を中心とした観光客を魅了し、「町並み保存」「居住」「観光」という3要素のバランスを保ちながら、発展を続けている。

景観保全の観点から言うと、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災以前は、同伝建地区内の伝統的建造物は41棟（洋館34棟、和風建築物7棟）を数えたが、震災時の多大な被害をも乗り越えて、1棟を除きすべて修復、復元された。滅失したその1棟は、所有者が見つかることなく、結果修復に至らなかったものである。それらは伝建物として指定されていたからこそ、蘇生したとって過言ではない。

一方で、岩崎他（2014）は、神戸同様かつて開港の地として西洋文化が花開いた横浜において、貴重な歴史的町並みを残した中区山手地区では、1992年には68棟存在していた洋館が、2013年には25棟

減少し43棟が残るのみと述べている<sup>5</sup>。取り壊された西洋館の内訳は、個人所有の洋館住宅が19棟、学校・宗教関連の洋館が6棟となっており、前者の減少率44.2%という数字には、歴史ある町並みの保存に危機感さえ覚える。確かに横浜・山手町では、都市計画法による風致地区条例が制定され、地区内における建築物の建築、宅地の造成等の行為の規制はなされてはいる。加えて地区住民団体「山手まちづくり推進会議」が『山手まちづくり協定』を締結し、異国情緒漂う首都圏でも屈指の高級住宅地として、その景観保全に尽力している。しかし、同協定は「伝建法」のように、歴史的建造物群の保全を目的とするものではなく、またその保全を義務化するような法的拘束力をも持たない<sup>6</sup>。よって、個人所有の洋館住宅が取り壊され、滅失していく流れに歯止めがかからない。残念極まりない状況である。すなわち、先述の神戸の北野町山本通とは対照的な保存状況である。

### 1-2. 本研究の目的と手法

以上のような視点から、本研究は、明治初期からの開港都市として発展し、異人館が点在する町並みが観光客をも惹き付ける神戸・北野町山本通において、伝建地区内の歴史文化的な景観がどのように保全され、観光まちづくりが進展しているのか、神戸市の文化財および観光行政による政策を中心に、調査、分析、そして考察することを目的とする。

本研究で用いる手法としては、以下の通りである。

- ①神戸における開港から現在に至るまでの歴史的背景を辿り、北野町山本通地区の成り立ちを振り返る。
- ②北野町山本通の伝統的建造物群保存地区保存計画、まちづくりガイドライン等の資料より、同地区の町並み保存や観光政策の特徴を分析、考察する。
- ③実際に現地を訪れて、上記保存計画やガイドラインおよび観光政策が、行政側からどのように運用されているのかを調査する。その際、神戸市の町並み

保存所管部署、および観光振興部署にて聞き取りを実施し、北野町山本通の保存政策と観光振興の取り組みについて明らかにする。

また、本研究では、本節内「1-1. 本研究の背景」「1-3. 先行研究について」において「横浜・山手町」の町並み保存についても若干言及している。しかし、神戸・北野町山本通と横浜・山手の両地区における観光まちづくりの比較研究となれば、本論文の紙面では収まらない。よって、今回は神戸「北野町山本通」について論じることとした。

### 1-3. 先行研究について

堀野（2006）は、神戸・北野町山本通における異人館観光利用の諸相について論じている。複数の市販ガイドブックに掲載されている公開異人館および公開施設の概要を表化し、それらの施設の利用法を整理している。その上で、文化財としての伝統的建造物群が観光の進展と表裏をなしてきた経緯を明らかにしているのは、貴重な研究と言える<sup>7</sup>。

また、安田ら（2001）は、北野地区における景観まちづくりへの住民の関わり方に関して考察を行っており<sup>8</sup>、竹田・山崎（2011）は、北野町山本通伝建地区における建物用途や住居と店舗の混在の仕方、および生活行動に関するヒアリングから、観光地において住民がどのように生活展開しているかを考察している<sup>9</sup>。

しかしながら、当該伝建条例、またそこに含まれる保存計画の特徴、加えてこの地域に居住する住民団体のガイドライン等、言わば北野町山本通を対象とするまちづくりのルールを掘り下げ、整理して「観光まちづくり」を論じたものは、本研究の他には見当たらない。

一方、先述の横浜・山手町の西洋館保全に関しては、洋館住宅を中心として減少の一途を辿る状況への懸念からか、建築および文化財系の研究者が少なからず論じている。先の岩崎他（2012）は、山手地区の西洋館保全の減少の実態を明らかにし、且つその根本的問題を分析し、

西洋館の賃貸住宅化や住宅併用店舗化の利用法を提案している<sup>10</sup>。同じく岩崎他は、2014年に山手町住民を対象に「山手イメージ」に関するアンケート調査を実施し、洋館保全とまちづくりへの認識度や期待度を分析の上、現実とのギャップをも論じている<sup>11</sup>。他方、西邑・上北（2008）は、山手・関内地区における歴史的建造物の用途変化や外壁・内部の変化をまとめ「観光化を促す商業的な姿勢を弱める」ことを重視する文化財保護の姿勢を強調している<sup>12</sup>。すなわち、建築・都市計画と、文化財保護という各々の立場から出される対照的な提言には、神戸・北野町山本通地区の観光まちづくりをより客観的に捉える上で、重要な示唆を与えられた。

## 2. 重伝建「北野町山本通」の歴史と保存計画の特徴

### 2-1. 兵庫開港にともなう北野町山本通地区形成の歴史的背景

1868年（慶応4年・明治元年）1月1日の兵庫開港は、今日の大都市神戸を生む原動力となり、この時設けられた外国人居留地は、海外貿易の窓口となった。開港直後の居留地は、その造成整備が間に合わなかったため、来航した外国人商人たちは、住居をその周辺に求めざるを得ず、新たに居住地として生まれたのが、六甲山麓の北野村、花熊村、宇治野村などの一帯であった。なかでも、北野村は居留地に最も近い恵まれた位置にあり、開港時には現地住民の家屋数は60棟、居住者数は230人程度であった。京都の北野天満宮になぞらえて建立された「北野神社」も現存し、その歴史を物語っている<sup>13</sup>。すなわち、この地域は、元来現地住民の日本家屋が点在していたところであり、そこに外国人商人の住居なる「異人館」が建てられていった経緯から、和洋折衷の「雑居地」と呼ばれた。加えて、異人館のみならず、外国人の寄進による石段や、石造灯籠、石造鳥居、石造擁壁なども歴史的遺産として高く評価されている。

図1) 神戸市北野町山本通地区周辺の観光エリア



(一財) 神戸国際観光コンベンション協会発行「北野観光ガイドマップ」を筆者が加工

1873年(明治6年)、居留地と六甲山麓の山手を結ぶメインロードとして、現在「トア・ロード」と呼ばれる新道が開かれ、1889年には山本通、上山手通、中山手通(現、山手幹線)、下山手通(現、生田新道)と名付けられた東西道路も充実された。これらにより、山手地区一帯の市街化が進むこととなり、外国人商人が働く場である居留地に対して、「居住地」としての北野・山本地区の性格が強められていったのである<sup>14</sup>。

当該地区全体は六甲山麓のなだらかな南斜面に位置し、市街地や港への眺望が展開するとともに、道路は細く昔の面影を留め、整然たる区画割の地区とは異なった雰囲気を持っている。異人館は広い敷地を持ち、庭に多くの樹木を生き茂らせ、潤いのある空間を作り出している。

異人館の多くは、第2次大戦の戦災、経済成長の下での建物の建て替え需要、老朽化による滅失などで失われていったが、今なお数多くの異人館をはじめとする歴史的遺産を残し、異国情緒豊かな雰囲気を醸し出している。同地区には明治・大正・昭和にまたがる日本の都市住宅の発展過程がみられ、神戸の近代化の歴史を語り伝える重要な地区であると言える<sup>15</sup>。

## 2-2. 景観保全の施策

1975年(昭和50年)10月、文化財保護法が改正され、文化財保護施策の一つに、所謂町並み保存を対象とした、画期的な「伝建地区制度」が施行された。この頃より神戸市も、北野・山本地区を対象に本格的な対策に乗り出し、北野・山本地区伝統的建造物群保存調査会を設け、この地区の保存に関する各種の調査に着手した。1977年4月には同調査会から「北野・山本地区の異人館と景観保全に関する提言」が出され、北野・山本地区に関する基本的な方針が次のように打ち出された。

- ①異人館をはじめとする既存の優れた遺産を受けついでいくこと。
- ②住宅地として、日常生活の安全、利便及び快適な環境整備をすすめること。
- ③神戸らしさ、北野らしさのあふれるまちづくりを絶えず指向すること。

さらに、1977年11月には「神戸市都市景観審議会」が発足し、神戸らしい都市景観を「まもり、そだて、つくる」ことを目指した「神戸市都市景観条例」が、翌78年10月に制定された。この条例は、神戸らしい景観を形づくっている地域を指定し、景観形成を図ることを定めている。すなわち、市独自の「都市景観形成

地域」約32haを指定している。加えて79年に市は、同地域内でとりわけ多くの伝統的建造物が集積する「北野町山本通」の約9.3haを伝建地区に指定し、翌1980年4月、同地区は国より「重伝建」の選定を受けるに至っている<sup>16</sup>。

## 2-3. 重伝建地区としての「北野町山本通」

さて、北野町山本通地区においては、先述のとおり明治期に入り都市インフラ整備の進展にしたがい、既存の和風住宅に加えて、異人館などの洋風建築物が数多く建てられ、異国情緒豊かな独特の雰囲気を持つ町並みが形成されはじめた。

当該地区の伝建指定条例に不可欠となる「神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区保存計画」によれば、1945年(昭和20年)の神戸大空襲による戦災前までは、山手地区一帯に200棟以上の洋風建築物が存在していたという。その後、都心である三ノ宮、元町に近接しているため、昭和30年代以降の経済成長のもとでの建物の立替え需要や、老朽化による滅失等によって、洋風建築物が相当な数失われたが、同条例制定当時(1979[昭和49]年)には三十数棟が残っていた<sup>17</sup>ことが述べられている。

また、先述の通り1995年(平成7年)1月に発生した阪神・淡路大震災では、これらの貴重な文化遺産も甚大な被害を受けたのは確かであるが、行政や地域住民の必死の努力により、それらは今や震災前にも増して美しい姿に復元されている。実際に、2014年(平成26年)度改訂版の『北野・山本地区景観ガイドライン』によれば、「伝統的建造物」に指定されている洋風建築物としては33棟がある。その他、和風建築物としては7棟、さらに、景観計画区域内(伝建地区外)には神戸市指定の異人館が6棟存在する<sup>18</sup>。

一方で、伝建地区内には、所謂「伝統的建造物以外の建築物」も数多く存在する。そもそも、伝建制度においては「伝統的建造物」は、劣化のため修理が必要



な場合、主として外観の建築様式・意匠については、その原型をとどめる形で、原則として現状維持または復元修理が課せられる。この点は、全国どの伝建地区でも共通しているところである。ところが、「伝統的建造物以外の建築物」に対しては、所管する自治体によって保存計画上の規制が大きく異なってくる。新築および修築には、同伝建地区内の伝統的建造物が有する建築様式や外部意匠に倣う基準を課す自治体もあれば、幅のある緩い基準しか設定していないところもある。この点は、各自治体が構想する将来的な「まちづくり」の姿を押し量るのに、大変重要な要素である。

#### 2-4. 「北野町山本通伝建地区保存計画」の特徴

本項では、「神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区保存計画」を調べ、特に「伝統的建造物以外の建築物」に関する「許可基準」の特徴を明らかにする。ちなみに、神戸市は同基準を「伝統的建造物以外の建築物の建築行為等に対して適用する基準」と定義しており、すなわち、当該地区内における新築、増改築行為に関する基準を指している。また、これは決して「既に許可されている行為」という意味ではなく、行政の所管部署に申請し「許可を得なければならない行為の基準」という意味である。表1は同伝建地区内で、工作物を除く建築物のみを対象とした許可基準である。

他方、同保存計画は「修景基準」を別途定めている。そこでは「伝統的建造物以外の建築物等を伝統的な洋風建築様式に基づいて修景する際の基準」と定義しており、他の伝建地区で言う「修景」よりも狭義に限定している。すなわち、先述のとおり、北野街山本通地区には和建築の伝建物も7棟存在するが、それらは修景のモデルとはならないのである。また、同計画では、修景における建築物の様式、外部意匠に関して「構造は、伝統的洋風建築を踏襲した木造又はれんが積形式とする」あるいは「屋根は、伝統的

表1) 神戸市北野町山本通伝建地区に関わる許可基準（建築物対象部分のみ）

		許可基準
位置・規模	道路からの外壁の後退	建築物の外壁、またはこれに代わる柱等（バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等）の面から道路境界線、または景観形成広場と敷地との境界線までの距離は、1.5m以上とする。
	隣地からの外壁の後退	建築物の外壁、またはこれに代わる柱等（バルコニー、玄関庇の柱、袖壁等）の面から隣地（道路及び景観形成広場を除く）と敷地との境界線までの距離は、1.0m以上とする。
	有効な空き地の確保	1. 専ら住居の用に供される一戸建ての住宅等（以下「専用住宅」）以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面して、都市景観の形成に有効な空き地を敷地面積の10分の2以上、その他の道路に面して都市景観の形成に有効な空き地を、敷地面積の10分の1以上確保する。 2. 景観形成道路及びその他の道路に面して、塀、柵等を設けた場合は、都市景観の形成に有効な空き地とはみなさない。ただし、伝統的建造物である塀、柵等はこの限りではない。
	規模	歴史的風致を著しく損なわないように配慮し、長大な壁面とならないものとする。（壁の長さは、20mを基準とする）
	高さ	1. 建築物の高さは、（最も低い平均地盤面から）13m以下とする。 2. 塀の高さは、2m以下とする。ただし、専用住宅以外の用途の建築物にあっては、景観形成道路に面しては、塀を設けないものとする。
構造・階数		階数は、「3」以下とする。ただし、地階は含まない。（建築物の敷地が斜面または段地である場合においては、1棟の総階数を、地階を含めて「4」以下とする）
意匠（形態・色彩等）	屋根	屋根は、原則として切妻造り、数寄屋造り、入母屋造りとし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、原則としてエレベーター機械室、階段室、ルーフバルコニー、その他これらに類するものを設置しないものとする。
	外壁・窓・軒裏	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	色彩	外壁等の基調色は、7.5R～2.5Yの明度は6以上、彩度は4以下、その他のR・Y系の明度は6以上、2以下、その他は明度6以上、彩度は1以下、屋根の色は彩度4以下とし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。ただし、着色していない自然素材によって仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。強調色は、多種使用しない。※色彩は、マンセル表色系による

（「神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区保存計画」別表2より、一部抜粋）

洋風建築様式に合致したものとする」という軽度の基準しか示されていない。例えば、同じ伝建地区である京都・産寧坂や祇園新橋の伝建地区であれば、建築様式から建材、塗装の種類までも厳しく規定しているが、それとは対照的である<sup>19</sup>。

さて、以上の許可基準および修景基準から読み取れる北野町山本通伝建地区の特徴を、筆者は以下のように分析した。

- ①道路からの外壁の後退、隣地からの外壁の後退、有効な空き地の確保に関しては、特に十分な空間の必要性を強調しており、専用住宅でなくとも、隣接建築物との一定の空間確保を義務付けている。
- ②また、伝統的建造物以外の塀や柵の設置については、極力避けるように促している様子である。設置したとしても、高さ2mまでと限定している。
- ③建物の階は、原則として3階までであ

る。一方、建築様式や外部意匠については、屋根の形態を「切妻造り」、「数寄屋造り」、「入母屋造り」と限定し、色彩を一定の柔らかい落ち着いた色に定めているのみ。決して異人館的な洋風建築様式や意匠、建材に至るまで、厳格には限定してはいない。

④換言すれば、伝建地区内の建築物の外観も相当柔軟に捉えられるため、ともすれば町並みの統一感にひずみを生じかねない。しかしながら、この地区は六甲山麓の高台に位置し、明治期初頭から異人館も混在する雑居地に始まり、古くから風光明媚な高級住宅街として発展を遂げてきている。現在でも住民は「ハイセンスなレジデンスエリア」という北野のブランドイメージを誇示しつつ、時代に合った変化を許容しているようである。さらに、過密高層とは一線を画した、ゆったりと広が

図2) 北野伝建地区内の住宅エリア：左手には新築マンションも。建築様式、外部意匠はかなり自由



(筆者撮影)

りのあるクオリティの高い「居住空間」を形成しようという志向が強く感じられる<sup>20</sup>。

この文脈からは、北野町山本通の住民は、そこを訪れる観光客の雑踏をむしろ好ましく思わないのではないだろうか。現に、建築基準法、都市計画の観点からも、同伝建地区は「第2種中高層住居専用地域」となっており、用途制限は決して緩くはない。店舗出店は可能なものの、1500㎡以下で2階以下という規制が適用され、宿泊施設は出店不可である。観光地を標榜するのであれば、地域はホテルの誘致には積極的になるのが当然であろうが、北野の場合はそれとは逆の様子である。

### 3. 地区住民団体の姿勢と神戸市行政の景観保全・観光政策

#### 3-1. 「北野・山本地区をまもり、そだてる会」の目指すところ

筆者は、実際に同伝建地区の町並み保存がどのように行われているのかを調査するため、保存事業を所管する神戸市教育委員会文化財課にて、2016年8月、2017年10月に聞き取り調査を実施した。同課の担当者によれば、地区内の伝統的建造物以外の建築物の修景に関しては、まず「当地区で守るべきものを踏まえた上で、伝統的建造物群保存地区の景観に調和するように配慮すること」を基本としている。また、実際のまちづくりには、地元

のまちづくり団体「まもり、そだてる会」(以下、「まもり、そだてる会」)が積極的に関わっており、市は同団体と協働して事業を展開しているとのことであった。

同団体が運営する公式ウェブサイトから、そのまちづくりの施策を調べてみると、この団体は、同地区内の6自治会、婦人会、2商業者組織(約2,000世帯、約4,100人、約150店舗)により構成され、地元のまちづくり運動を中心的に担っている。同地区の町並み保存に関して以下のようなポリシーを明らかにしている。

①神戸市では地区の歴史的環境を保全・育成するために、昭和54(1979)年、都市景観形成地域を、さらにその中で異人館などの伝統的建造物が集中する範囲を同年、伝統的建造物群保存地区に指定し、翌55(1980)年には重伝建地区の選定を受けている。

②建築物等の新・増・改築等にあたっての高さ規制、傾斜屋根など意匠面での配慮、有効空地の確保等の内容をもつ基準を定めたもので、必ずしも町並みの凍結保存を目指すものではなく、異人館をはじめ伝統的建造物等の保全を点位的・重点的に図りつつ、時代に見合った良好な町並み景観をつくりだすことを主旨としている。

③この地区は、異人達が日本文化の中へいわば異物を持ちこんだことから形づくられたもので、将来的にも変化を拒否するものではなく、むしろ歴史のうねりの中での変化そのものが、このまちの文化であるという認識に立っている<sup>21</sup>。

以上の保存ポリシーは、重伝建「北野町山本通」の特徴を如実に物語っている。神戸の当該地区には、同じく京都の重伝建「産寧坂」や「祇園新橋」が、保存すべき町並みの言わば「復活ポイント」を、江戸末期から大正初期まで(の町並み)に限定して凍結保存しているのとは異なる歴史観が垣間見える。すなわち、豪華な異人館の建築期さえも神戸における繁栄の歴史の「一場面」としか捉えていない。神戸は常に変化し続けてきた歴史全

体を、自らのアイデンティティと自覚している如きである。

#### 3-2. 神戸国際観光コンベンション協会および神戸市文化財課における聞き取り調査

現在、神戸市観光振興の主翼を担っているのは、神戸市の外郭団体となる「一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会」と言える。筆者は、2017年10・11月に同協会への直接訪問および電話により、北野町山本通地区の歴史的景観保全と観光振興について聞き取り調査を行った。また、同地区の伝統的建造物群保存事業については、2017年11月神戸市文化財課にあらためて聞き取り調査を実施した。これらの調査の結果、明らかになった内容をまとめると以下の通りである。(①・②および④・⑤は観光コンベンション協会における、また③は市文化財課における聞き取り内容を、それぞれ整理した)

##### ①北野異人館街へのアクセスの改善

現在、神戸市住宅都市局が神戸三ノ宮駅から新神戸駅にかけて再開発工事を行っている。それに先立って、今から2年程前に東京と名古屋であるアンケート調査を行ったところ、その中の一つ、「神戸の観光スポットといえば、どのエリアを思い浮かべるか?」という問いに対しては、「北野の異人館街」という回答が最多で、全体の50%程度を占めていた。このアンケート結果からも、神戸市としては、域外においても「北野」の観光認知度はひとときわ高いという認識に至り、その重要性はあらためて理解している。

先述の通り、北野は1868年(慶応4年・明治元年)1月1日の兵庫開港以来、神戸居留地に仕事を置く外国人商人の居住地—正確には、日本人の既住者と共に住んだ雑居地—として開けたところである。当時は、水田が多く、そこに住宅地が造られたという経緯があり、現在も路地に入ると道が狭いのは、区画整理が間に合わない中で外国人の住む異人館がつくられていったからである。すなわち、



現在の狭い路地は田圃の「あぜ道」の名残である。

観光振興の面から言うと、この道路の狭さが、北野異人館街へのアクセスの支障として指摘されている。北野本通りでさえも（小型の）シティループバスがやっと通れる程度で、大型観光バスは通行不可能である。現時点では、観光バスを使用する団体観光客は「北野工房のまち」（旧小学校）のバス駐車場で降車し、坂道を徒歩で30分程かけて「風見鶏の館」や「萌黄の館」などが集まるメジャー観光スポットへ移動するしかない。

一方で、この地域はすでに住宅・ビル・商業地が集積し、道路の拡幅などは非常に困難である。そのため視点を变えて、東側の新神戸駅から北野異人館地区へのアクセスを良くするなどの改善策を考えている。例えば、ハーブ園のロープウェイ口から北野遊歩道を通って行くと、比較的フラットなので、歩き易い。神戸国際観光コンベンション協会は、このような新たなアクセスルートを考案するなど、観光誘客に熱心な姿が見られる。

### ②伝建地区内における異人館の運営管理

幸い北野の場合は「伝建地区」なので、保存を主体としており、建替えおよび補修の場合も、必ず神戸市文化財課へ申請し、許可取得が必須である。

公開異人館は運営管理の観点から、以下の3つのグループに分けられる。

#### Aグループ：

神戸市所有、神戸市運営、民間の単館運営

風見鶏の館、萌黄の館、ラインの館（以上3館が神戸市所有あるいは神戸市運営）、プラトン装飾美術館（イタリア館：民間の単館運営）、神戸北野美術館（神戸市所有であるが、現在民間に運営委託。民間の単館運営）

#### Bグループ：

民間の複数館所有・運営-1

民間所有「うろこの家グループ」の8館＝神戸トリックアート・不思議な領事館、山手八番館、洋館長屋（仏蘭西館）、北野外国人倶楽部、英国館、うろ

図3) 神戸・北野の代表的な異人館「風見鶏の館」



(国指定重要文化財) (筆者撮影)

この家・うろこ美術館、ベンの家、坂の上の異人館

#### Cグループ：

民間の複数館所有・運営-2

オランダ館、デンマーク館、ウィーン・オーストリア館

意外であったのは、純粹に神戸市の所有となっている異人館は「風見鶏の館」、「ラインの館」、「神戸北野美術館」の3館のみで、「風見鶏の館」だけが同市文化財課が指定管理を行っている。しかしながら、同館さえも実際のところは域外の大手フラワーショップチェーンが代行運営をしているとのことである。

「ラインの館」は、現在十分な時間をかけて修復中であり、すべてを解体した後、基礎工事をやり直し、前の部材は殆どすべてを使う予定で修復作業を進めている。現在の国の耐震基準をクリアできるように、耐震補強も施している（2018年度まで工事継続）。

公開異人館の他には、「旧レイン邸」など結婚式場やレストランに利用されている異人館がある。加えて、北野は明治期に異人館が建築される以前から、日本家屋も存在していた雑居地であったので、伝統的建造物の中には7棟の和風建築物も指定されている。その中の1棟「神戸ハンター迎賓館」は、和洋両方のスタイルで挙式・披露宴ができる結婚式場として利用されている。これらは、民間の会社法人が所有且つ運営しているというよりも、建物所有者から法人が物件を借り受けて運営しているという例が多い。近

図4) 結婚式場も兼ねる邸宅レストラン「旧レイン邸」



(伝統的建造物) (筆者撮影)

年は建物所有者の高齢化や生活スタイルの変化から、このような異人館には住まないという傾向が強くなり、そのため異人館を借家に出し、所有者自身は別の場所に住んで賃料収入を得る、という例が増加している。言わば、テナント化の波が押し寄せている。

### ③伝統的建造物群保存と利用のポリシー

神戸市にとってはこの異人館の集まる町並み、伝統的建造物群を残して行くことは最大のテーマの一つと位置づけている。伝建地区の保存を所管する市教育委員会文化財課によれば、異人館など伝建物の所有者から、将来的な後継者あるいは活用者が身の回りに見つからない、また建物の維持が困難というような悩み相談がある場合は、文化財課としても様々な利活用の選択肢をアドバイスするという。その中には、第三者への賃貸や売却という選択肢もあり、同課が把握する利活用希望者との引き合わせもあり得るという。

伝建地区であるがゆえに、市文化財課には地区内の家屋の補修や樹木の剪定なども含めて、様々な相談が日常的に持ちかけられる。日ごろから建物所有者との付き合いがあることから、文化財課のアドバイスに伝建物の所有者は、信頼と安心を得るのではなかろうか。

市文化財課における聞き取り調査からは、地区内の建物を保存すべきミッションのため、所有者の居住が難しければ、第三者に賃貸および売却した上で、活用しながら建物を維持していくという方

向、これが現時点では市文化財行政の重要方針であると見られた。伝統的建造物の減少に歯止めをかける努力が最も重要なのである。

#### ④地域住民と観光まちづくり

ところで北野町山本通地区において、異人館の店舗化により観光客が増加した場合、居住する一般住民はその状況をどのように見るのだろうか。神戸国際観光コンベンション協会によると、古くからこの地区に住んでいる住民は、質の高い住宅地であり、また異人館の町並みを言わば「誇り」と感じている。よって、可能な限りその景観は残したいとの意見が大半だという。やはり1995年1月の阪神・淡路大震災により、多くの異人館が滅失したことは、地域にとって多大な損失であったと認識は共通している。

その後、復興と共に北野・山本通地区ではマンション開発が進み、とりわけワンルームマンションが増加する時期があった。それにより独身者や学生などもこの地区に居住するようになり、以前の上質な高級感漂う雰囲気とは異なるものが生まれてきた。古くからの居住者にとっては、新たな居住者のマナーもとても看過できるものではなかった。例えば、当時建設されたマンションには、戸数に相応する自転車置き場が設置されていないものも多かった。そのため路上での乱雑な駐輪も目に余り、ゴミ出しにおいてもマナー違反が多発していた。ゆえに、一時期は同地区内で「ワンルームマンション建設を規制すべきだ」という意見が続出した。さらに、顔の見えないマンション住民が増えることに対する不安もあり、新たな開発へ活用されない為に、現存する異人館を可能な限り残して今日の景観を保存したいというのが、多くの住民の願いともなっている。

神戸市側としては、伝建地区の建物を守りたいのは当然であるし、住民側としても現在異人館の点在する景観の中で良好な住空間を守りたいという希望は強く、双方の方向性はほぼ一致していると見てよい。また、コンベンション協会と

しては、1980年前後の「異人館ブーム」と比べると、近年は観光客が減少気味であるので、その傾向に何とか歯止めをかけたいとしている。一方で、今後新たな異人館の増加は見込めないため、現状を維持しながら、ハード面よりもソフト面を充実させ、観光客の増加へ繋げて、街中における観光消費へと導きたい。そして最終的には「北野ブランド」をさらに高めたいという。

「観光客」に対する見方は住民それぞれで異なるものの、自分が住む地域として「北野ブランド」を守るということ、また関西エリアでも屈指の上質な住宅地に住んでいるという自負は維持したい、その気持ちは強いはずである。そのため今の町並みを守りつつ、そこに魅せられて訪れる観光客とも、お互い共存できるまちづくりを実現したい、とコンベンション協会も意気込んでる。

#### ⑤「北野・山本地区をまもり、そだてる会」と観光まちづくり

先項3-1. では「北野・山本地区をまもり、そだてる会」が策定したポリシーについて分析したが、同会に長く関わるコンベンション協会の担当者は、「まもり、そだてる会」の活動と同地区の観光へのアプローチについて以下のように述べる。

住宅地の自治会のみならず、地区内の事業者組織も加わり、多角的に意見交換をしながら「まちづくり」をしていこうという方向にある。例えば、毎年ゴールデンウィークの時期には、「まもり、そだてる会」が主催して「インフィオラータこうべ」という地域観光イベントを行っている。大勢の地域住民のボランティアにより、幅8mの北野坂車道を用いて、全長270mにわたり様々な巨大花絵を描き出すこのイベントは、絶好の神戸観光のPRとなっているはずである。

また現時点では、伝建地区内において、伝統的建造物および伝統的建造物ではない建物に観光事業者がテナントで入る場合、一般小規模店舗である限りは「まもり、そだてる会」へ通知や届け出を出す

必要はない。よって、同会が特定のテナントの出店に反対する、などの行為は行わない。しかしながら、当地区の景観を守るために、華美な看板や、路上において歩行者の障害となるような屋外広告物の設置は避けて欲しいというスタンスは明確である。店舗の入店後、屋外広告物の設置方法が好ましくない場合、「まもり、そだてる会」が直接、あるいは市が代って当該店舗に改善を求める場合もある。

一方、マンション建設となると、必ず「まもり、そだてる会」への相談が必要である。同会としては、周囲の景観にフィットするように、奇抜なものにならないようにと説明をしているとのことである。

他にも、北野にはかつて日本最初の「オリーブ園」が存在した。現在、神戸北野ホテルが建つその敷地内にあったという。そこから、近年は北野・山手通一帯を中心にオリーブの植樹を進めようという構想が進んでいる。オリーブがそよく、地中海の香りが漂うようなまちづくりが、住民たちの手で進められている。

#### 4. 結論と今後の展望

今回、神戸「北野町山本通」の町並み景観保全と観光まちづくりについて研究してきた。当地区は、重伝建にも選定されている美しい異人館や和風建築物が混在する地区であり、「風見鶏の館」や「萌黄の館」などが有料公開され、お洒落なカフェやレストラン、ブティックなども点在する観光客にも魅力的なスポットである。しかし、その保存計画を精査すると、例えば同じく関西における伝建地区で有名な京都・産寧坂や祇園新橋のように、(外観において)徹底した凍結型の町並み保存を実施しているわけではなかった。他方、観光振興についても、積極果敢に推進しているとは言い難い状況であった。その理由は、関西でも屈指の高級住宅としてそのクオリティを高く維持することが地域住民の明確な意思であり、神戸市によるまちづくりの方向性である

ことが明らかとなった。

そして確かに筆者は、本稿2-4. において「北野町山本通の住民は、そこを訪れる観光客の雑踏をむしろ好ましく思わないのではないだろうか」とも述べた。しかし、実際に神戸市の文化財課、および観光コンベンション協会に聞き取りを行い、現地調査を実施した結果、京都・産寧坂や祇園新橋ほどの凍結保存型まちなみ観光地ではないものの<sup>2)</sup>、地域住民と行政が一体となって、今日の異人館の点在する美しい景観をしっかりと維持している。その上で、上質な居住空間を充実させ、さらに観光客との共存が図れる観光まちづくりを目指し行動していることが明らかとなった。その背景には、現存する異人館を可能な限り保存したいという強い意識と願いから、物件賃貸および店舗化という選択肢も排除せず、まちを開く努力がなされている。公開異人館さえもそのほとんどが、実際のところ民間事業者の所有あるいは運営となっている。また、震災の苦難やマンション等の開発による侵害などを経て、当該地区の住民が地域のアイデンティティに目覚めた経緯も明らかとなった。それもやはり、「北野町山本通」が1979年に「伝建地区指定」に至ったことが、現在も異人館のまちを維持できる原動力となっているに違いない。

その点を鑑みても、神戸「北野町山本通」における観光まちづくりは、地域文化資源、地域社会と地域経済のバランスを上手に保ちつつ、上質な観光地を形成している事例として、注目に値するものと筆者は見ている。苦しい時代を乗り越えながらも、守るべきものは守り、新たにすべきものは新たに作るクリアな線引きが、神戸には年々明確になってきている。

さいごに、今後の課題としては、「北野町山本通」の地区住民団体である「北野・山本地区をまもり、そだてる会」ともコンタクトを持ち、市民の側からの観光まちづくり参画・活動などについても、具体的に調査研究を深めていきたいと願っている。

また、本稿冒頭の「1. はじめに」では、横浜・山手町における西洋館の保全問題についても言及したが、今後この地域に関する研究結果についても、あらためて詳しく発表していきたい所存である。

#### 謝辞

本論文執筆にあたっては、調査を開始した2015年8月以降、神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課、および一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会の担当者の方々に、多大な御協力を賜った。心から感謝と御礼を申し上げたい。

加えて、上記機関における聞き取り調査に関する文責は、すべて筆者にあることを申し添えたい。

#### 脚注・引用文献・参考資料

- 1 日本政府観光局、「米大手旅行雑誌『Travel+Leisure』誌観光ランキングで京都が2年連続世界一に」、PRESS RELEASE（報道発表資料）、2015年、平成27〔2015〕年7月8日号。
- 2 西村幸夫、『証言・町並み保存』、学芸出版社、2007、17～18頁。
- 3 岡村祐、『『まちづくり』から『観光』への接近』、『観光まちづくり—まち自慢からはじまる地域マネジメント—』（西村幸夫編著）、学芸出版社、2012年、33頁。
- 4 兵庫開港は1868年1月1日。2017年1月1日には、神戸は開港150年を迎え、その一年を通して様々な記念イベントが開催された。
- 5 岩崎詞子他、「地域の意識と地域まちづくり方策の対応性に関する研究～歴史資産を有する横浜山手を対象に～」、『日本都市計画学会 都市計画報告集』No.13、2014年、117～120頁。
- 6 さらに、都市計画上の用途地域としても「第1種低層住居専用地域」に種別されており、最も厳格な用途制限が掛けられている。すなわち、店舗、事務

所、ホテル・旅館等の宿泊施設などは営業できない地域となり、神戸・北野町山本通のような建物のテナント化が望めない。

- 7 堀野正人、「観光対象化される都市の近代文化遺産—神戸の北野異人館を事例として—」、『奈良県立大学「研究季報」第17巻第2号』、2006年、25～38頁。
- 8 安田丑作他、「住民参加型景観まちづくりの形成過程とその評価に関する研究」、『平成13年度日本建築学会近畿支部研究報告集』、2001年、493-496頁。
- 9 竹田和樹、山崎寿一、「神戸市北野山本通伝建地区における住民の生活拠点と居場所の特性に関する一考察」、『平成23年度日本建築学会近畿支部研究報告集』、2011年、621～624頁。
- 10 岩崎詞子他、「山手地区の西洋館保全の実態に関する研究」、『日本建築学会学術講演梗概集（東海）』、2012年、127～128頁。
- 11（上掲論文）岩崎詞子他、2014年。
- 12 西邑雅未、上北恭史、「横浜市における歴史的建造物の保存手段の研究」、『日本建築学会大会学術講演梗概集（中国）』、2008年、749～750頁。
- 13 坂本勝比古、「歴史的背景と伝建地区保存の経過」、『異人館のある町並み 北野・山本』、神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課、2000年、22～23頁。
- 14 神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課、『北野・山本地区 景観ガイドライン』、神戸市、2014年、3頁。
- 15 奈良国立文化財研究所、神戸市教育委員会編、『異人館のあるまち 神戸』、神戸市、1994年、62頁。
- 16（上掲書）奈良国立文化財研究所、神戸市教育委員会編、1994年、63頁。
- 17 「神戸市北野山本通伝統的建造物群保存地区保存計画」、神戸市教育委員会告示第20号、昭和55年1月21日告示、平成24年3月30日変更、1～2頁。
- 18 『北野・山本地区 景観ガイドライン』、神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課、2014年、27～28頁。当該頁に



掲載された神戸市の「景観計画区域」図から、筆者が和洋建築物等を判別した。

<sup>19</sup> 京都の伝建地区における保存計画に関しては、次の2つの文献を参照。石本東生、「京都の観光力を支える『歴史的町並み保存』と観光振興の考察—重伝建地区『産寧坂』における観光ビジネスの展開—」、『日本国際観光学会論文集』第23号、2016年、19～27頁。／石本東生、「京都観光における『質的転換』の一考察—高級ホテルチェーン『パークハイアット』の京都進出を前にして—」、『都市計画』329、2017年11月号、日本都市計画学会、2017年、22～25頁。

<sup>20</sup>（上掲論文）石本東生、2016年、22～23頁。

<sup>21</sup> 『北野・山本地区をまもり、そだてる会』公式ウェブサイトより抜粋。  
[http://www.kitano-yamamoto.com/contents/machinami/hozen\\_sesaku.html](http://www.kitano-yamamoto.com/contents/machinami/hozen_sesaku.html)（2017年10月17日アクセス、データ取得）

<sup>22</sup>（上掲論文）石本東生、2016年、22～26頁。

【本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。】